

議会運営委員会会議録

平成20年9月4日(木)

(開 会) 9:57

(閉 会) 10:17

○ 委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。

平成20年第3回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○ 財政課長

議案番号第76号及び77号の予算関連議案について説明させていただきます。配布いたしております「平成20年度一般会計・特別会計補正予算資料」をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下に記載しておりますように、補助事業に伴う事務事業費の変更等を中心に、今後の所要額を見込んで補正するものであります。一般会計で3億2,495万9千円、工業用地造成事業特別会計で9,724万円をそれぞれ追加するものでございます。2ページをお願いいたします。一般会計の歳入から主なものについて説明いたします。国庫支出金のまちづくり交付金、諸収入の各助成金及び市債につきましては、歳出予算の補正に伴うものであります。県支出金は、歳出の市県民税還付に伴う県民税の還付分を計上しております。なお、財源調整のため前年度繰越金の当初予算計上額との差引額を計上し、財政調整基金を1,002万5千円増額いたしております。次に歳出では、総務費の賦課徴収費で平成21年度から開始予定の住民税公的年金特別徴収に伴うシステム開発等の経費と、平成19年度の税源移譲に伴い所得が大幅に減少した方への減額措置による市県民税の還付金を計上しております。3ページに移りまして、衛生費のごみ処理費では、飯塚清掃工場の大幅に値上がりしましたコークス等の燃料費の補正を行うものであります。商工費では、市内3大学への活動支援補助金と観光費の内野宿友遊館「長崎屋」及び「ふれあい館」の整備関連経費を計上しております。教育費では、小中学校の大規模改造工事を国の施策で1年前倒しして実施するため、その設計委託料を計上しております。文化財保護費では、旧伊藤伝右衛門邸の新たな魅力を開発し、集客力の向上を図るため、まちづくり交付金等を活用して書生棟などの改修を行おうとするものです。4ページの災害復旧費は、6月21日の大雨による筑穂地区外の計23カ所の農業施設災害復旧費を計上しております。繰越明許費の補正は、遠賀川・穂波川もぐり橋等設置工事につきまして、周辺整備事業との工程調整等により年度内完了が困難なため、繰越明許費を設定するものであります。次に、工業用地造成事業特別会計では、早期に分譲できる工業団地用地を確保し企業誘致を推進するため、目尾地域開発事業敷内に新規に工業団地用地を造成する経費を計上いたしております。また、造成工事につきましては、年度中途からの着工となり年度内の工事完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものであります。以上、簡単ではございますが予算関連議案の説明を終わります。

○ 総務課長

引き続きまして、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。議案第78号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」につきましては、地方自治法の改正で、議員の報酬の支給方法等に関する規定が他の行政委員会の委員等の報酬に関する規定から分離され、報酬の名称が「議員報酬」に改められたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。「議案第79号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の

認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行により、従来の民法による公益法人の認可制度が改められたことから、関係条例中の公益法人及び認可地縁団体に係る規定を整備するものでございます。「議案第 80 号 内野宿友遊館「長崎屋」条例の一部を改正する条例」につきましては、現在休館中の長崎街道内野宿ふれあい館を観光施設「内野宿展示館」として、内野宿長崎屋と併せて指定管理者により管理運営を行うもので、利用料金について、茶会等の部屋の利用につき 1 回 1 室 1,000 円、内野宿展示館の入館料を大人 100 円、子供 50 円と定めるものでございます。議案第 81 号「財産の取得」につきましては、国指定史跡「鹿毛馬神籠石」の保存整備、公園化事業用地として、国、県の補助を受け、22 年度までの計画で土地を取得するもので、今年度 54,046 ㎡の土地を 1 億 2,608 万 5,400 円で取得するものでございます。

2 ページをお願いいたします。「平成 19 年度飯塚市一般会計歳入歳出決算」から「平成 19 年度飯塚市立病院事業会計決算」までの 19 件の認定議案につきましては、地方自治法、地方公営企業法の規定に基づき、19 年度の各会計の決算の認定をお願いするものでございます。

最後に報告第 25 号から第 29 号までの 5 件の報告でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成 19 年度の「健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率」について、「交通事故に係る損害賠償 2 件」、3 ページの「中学校での車両損傷事故に係る損害賠償」、「市営住宅の管理上必要な訴えの提起」の 4 件の専決処分につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、議案の付託委員会について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。議案書をお願いいたします。議案第 76 号は総務委員会に、77 号は市民経済委員会に、78 号は後ほどご説明いたします。79 号は総務委員会に、80 号は市民経済委員会に、81 号は厚生文教委員会にそれぞれ付託していただいております。なお、先ほど説明を保留いたしました議案第 78 号につきましては、地方自治法の改正によりまして関係条例を整備するものですが、自治法の施行日及び次回の議員報酬の支払日が 9 月 22 日でありますことから、本議案につきましては、本会議初日であります 9 月 11 日に他の議案とは別に日程に掲載し、提案理由説明、質疑のあと、委員会付託を行い、一旦本会議を休憩していただき委員会の開催、本会議再開の後に、委員長報告、質疑、討論、採決をしていただいております。なお、付託する委員会につきましては、総務委員会と考えておりますので、ご審議方よろしくをお願いいたします。次に、認定議案でございますが、第 1 号から 14 号までの 14 件につきましては、のちほど審議していただきます特別委員会に、15 号から 17 号までの 3 件につきましては建設委員会に、18 号及び 19 号以上 2 件は厚生文教委員会にそれぞれ付託していただいております。最後に、報告事項第 25 号から 29 号までの 5 件につきましては、最終日に報告、質疑と考えております。以上、ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案の付託委員会については、そのように決定いたしました。次に、決算特別委員会の設置について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

認定第1号から認定第14号までの14件の決算認定議案につきましては、特別委員会を設置して付託することが、飯塚市議会申し合わせ事項に記載されておりますので、これに従いまして、特別委員会を設置していただいております。なお、お手元に配布しております資料のとおり、特別委員会の名称は「平成19年度決算特別委員会」、委員定数は15人とし、付託期間は、12月定例会までと考えておりますのでよろしくご審議方をお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。事務局説明のとおり認定第1号から認定第14号までについては、決算特別委員会を設置し審査することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。次に、特別委員会の名称は、平成19年度決算特別委員会とし、委員定数は15名、閉会中の継続審査とし付託期間は12月定例会までとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称、委員定数、付託方法及び付託期間はそのように決定しました。

次に、委員の人員割り振り等について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

人員割りににつきましては、お手元に配付しております特別委員会設置案のとおりでございます。まず正副議長及び監査委員を除いた各会派の人員から2名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。その結果、計算上、会派において端数がありますので、不足する委員数につきましては、△印で示しております各会派間で協議をいただきたいと思いますというふうを考えております。また、各会派の選出委員の届け出期限につきましては、9月17日(水)午後5時までといたしまして、特別委員会の設置は9月24日(水)の本会議で議長発議により設置していただいておりますので、よろしくご審議方お願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。委員の人員割り振り等については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、委員の人員割り振り等についてはそのように決定しました。

次に、人選の届出期限は、9月17日(水)午後5時まで、特別委員会の設置時期は、9月24日(水)とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、人選の届出期限及び特別委員会の設置時期は、そのように決定しました。次に、会期及び会議予定について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

お手元に配付しております「平成20年第3回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください

ださい。まず、会期につきましては、9月11日から9月30日までの20日間を考えております。次に、会議予定でございますが、お手元に配布しております会期日程（案）のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。おはかりいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、会期及び会議予定についてはそのように決定しました。

次に、質問及び質疑通告、ならびに意見書（案）、請願の追加の提出期限について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切日は、申し合わせのとおり、招集日の翌日であります9月12日・金曜日の午後5時までと考えております。次に、議案に対する質疑通告締切り及び意見書案・請願（追加分）の提出締切りは、9月17日・水曜日午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。おはかりいたします。質問及び質疑通告、ならびに意見書（案）請願の追加の提出期限については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、質問及び質疑通告、ならびに意見書（案）請願の追加の提出期限については、そのように決定いたしました。

次に、陳情について事務局から説明させます。

○ 議事課長

3日までに提出された陳情が2件ございます。陳情第7号及び第8号の以上2件は、本会議初日であります9月11日に議席の方に配布させていただきますので、よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、陳情についてはご了承願います。

次にその他でございますが、次回の議会運営委員会は、9月19日（金）の本会議終了後に開催したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。